

新つくばホーム指定通所介護事業・指定第1号通所事業運営規程

第1章 事業の目的と運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑南会が設置する指定通所介護事業・指定第1号通所事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限り、その自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能回復訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する通所介護・第1号通所事業は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画・第1号通所事業計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3. 利用者またはその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

6. 居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護・第1号通所事業を提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

新つくばホームデイサービスセンター（以下、「事業所」という）

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

茨城県つくば市学園の森3丁目29番地2

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(職員の種類、員数、職務内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者1名

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2. 生活相談員1名以上 (併設施設と兼務可能とする)

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

3. 看護職員1名以上 (併設施設と兼務可能とする)

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

4. 介護職員3名以上 (併設施設と兼務可能とする)

介護職員は通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

5. 機能訓練指導員1名以上 (併設施設と兼務可能とする)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

第3章 営業日及び営業時間、利用定員

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。但し、1月1日から1月3日までの年始は除く。

2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

なおサービス提供時間は午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第8条 1日に通所介護・指定第1号通所事業のサービスを提供する定員は25名とする。

第4章 説明及び契約

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第9条 事業者は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又は身元引受人(家族等)に対し、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項説明を交付、説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

2 事業者は、サービス利用希望者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無、有効期間を確認することが出来る。

第5章 サービス内容

(通所介護の内容)

第10条 指定通所介護・指定第1号通所事業の内容は次のとおりとする。

1. 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ア 排泄の介助
- イ 移動の介助
- ウ 通院の介助等その他必要な身体の介助
- エ 養護(休養)

2. 健康状態の確認

3. 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス(アクティビティ・サービス等)を提供する。

- ア 日常生活動作に関する訓練
- イ レクリエーション(アクティビティ・サービス)
- ウ グループワーク
- エ 行事的活動

- オ 体操
- カ 趣味活動
- キ 個別機能訓練指導

4. 運動器機能向上サービス

第1号通所介護利用者の運動器の機能向上を目的として、運動器機能向上計画に従い、運動器機能向上サービスを提供する。

5. 栄養改善マネジメントサービス

低栄養状態ある者又はその恐れがある者に対し、栄養ケア計画を作成し、それを基に栄養改善サービスを提供する。

6. 口腔機能向上サービス

口腔衛生上の問題を有する者、摂食・嚥下機能に問題を有する者などを対象に、口腔機能改善管理指導計画書を作成し、それに基づき口腔機能改善サービスを提供する。

7. 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

8. 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ・ 入浴形態
 - ア 一般浴槽による入浴
 - イ 特殊浴槽による入浴
- ・ 介助の種類（必要に応じて行う）
 - ア 衣類着脱
 - イ 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ その他必要な介助

9. 食事サービス

- ア 準備、後始末の介助
- イ 食事摂取の介助
- ウ その他必要な食事の介助
- エ 調理

10. 相談助言に関すること

利用者及びその家族の日常における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア 日常生活動作に関する訓練の相談、助言

- イ 福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ 住宅改修に関する情報提供
- エ 家族介護者教室の開催
- オ その他必要な相談・助言

(通所介護計画の作成等)

- 第11条 通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。
2. 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 3. 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種のサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所介護の利用料)

第12条 本事業所が提供する指定通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

但し、次に挙げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

ア 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。

送迎距離片道 5km以上 10km未満 1回につき 1,000円

送迎距離片道 10km 以上の場合は10kmを超えた距離 1km あたり 50円を加算

イ 指定通所介護に通常要する時間を越える通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲において、通常の指定通所介護に係る居宅支援サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用
実費

ウ 食事費一回分(昼食)につき 530円

エ 茶菓費 100円

オ おむつ代 実費

カ 前各号に掲げるもののほか、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

2. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
3. 利用料の支払いは、現金または銀行口座振込みまたは郵便振替により、指定期日までに受ける。

（通常の事業の実施地域）

第13条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

つくば市

第6章 従業者の服務規程と質の確保

（職員の服務規程）

第14条 職員は、介護保険関係法及び諸規定、個人情報保護法を厳守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。

- （1）利用者に対し、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持ち接遇する。
- （2）常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- （3）お互い協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

（職員の質の向上）

第15条 事業所は、職員の質の向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 利用者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないものについては、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講ずる。

（衛生管理）

第16条 通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 従業者等は、感染症等に関する知識習得に努める。

（秘密保持）

第17条 本事業所の従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を厳守する。

2. 従業者であったものが、業務上知りえた利用者又は家族の秘密をも

らすことのないよう、必要な措置を講じる。

第7章 緊急時、非常時の対応

(緊急時における対応方法)

第18条 通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。

(損害賠償)

第20条 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第21条 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業員は利用者の非難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連絡方法を確認し、災害時には、避難などの指揮をとる。

2 日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努める。

(業務断続計画)

第22条 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が断続してケアを受けられるよう、事業を継続的に実施するための、当該事業断続計画に従い必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施する。

(感染症対策)

第23条 感染症または食中毒の発生、蔓延を防ぐために以下の必要な措置を講ずる。

- (1) 委員会の開催
- (2) 指針の策定
- (3) 職員に対する定期的な研修の実施
- (4) 定期的な訓練(シミュレーション)の実施。

第8章 留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第24条 施設及び設備を利用する際には本来の使用用途にしたがって利用するものとする。

2. 当事業所及び他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような場合は利用を中止又は解除することがある。
3. 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
3. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

第9章 その他

(サービス提供記録の記載)

第25条 指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記録する。

(苦情処理)

第26条 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受け付け窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止)

第27条 事業所は虐待を未然に防止するため、また虐待を早期に発見する為以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催すると共に、その結果について職員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針を策定する
 - (3) 虐待防止のための職員に対する研修を実施する
 - (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 施設は、サービス提供中に号外施設職員又は養護者（利用者の家族

等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告する

(職場におけるハラスメントの防止)

第28条 事業者は職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講ずる。

(1) ハラスメント防止の為の指針を策定し、職員に周知・啓発する

(2) ハラスメントに対する相談の窓口を定め、職員に周知する

2 0011 カスタマーハラスメント防止のための雇用管理上の配慮を行う。

(地域との連携)

第29条 事業所の運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等と連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

(その他)

第30条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は筑南会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この運営規定は平成18年4月1日より施行する。

付則

この運営規定は平成19年4月1日より施行する。

付則

この運営規程は平成20年4月1日より施行する。

付則

この運営規程は平成21年4月1日より施行する。

付則

この運営規定は平成22年4月1日より施行する。

付則

この運営規定は平成24年4月1日より施行する。

付則

この運営規定は平成25年4月1日より施行する。

付則

この運営規定は平成27年4月1日より施行する。

付則

この運営規定は平成27年11月1日より施行する。

付則

この運営規定は平成28年11月1日より施行する。

付則

この運営規定は平成29年7月1日より施行する。

付則

この運営規定は平成30年4月1日より施行する。

付則

この運営規定は令和2年10月1日より施行する。

付則

この運営規定は令和3年4月1日より施行する。

付則

この運営規定は令和5年5月1日より施行する。

付則

この運営規定は令和6年4月1日より施行する。